患者のみなさまへ

令和６年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

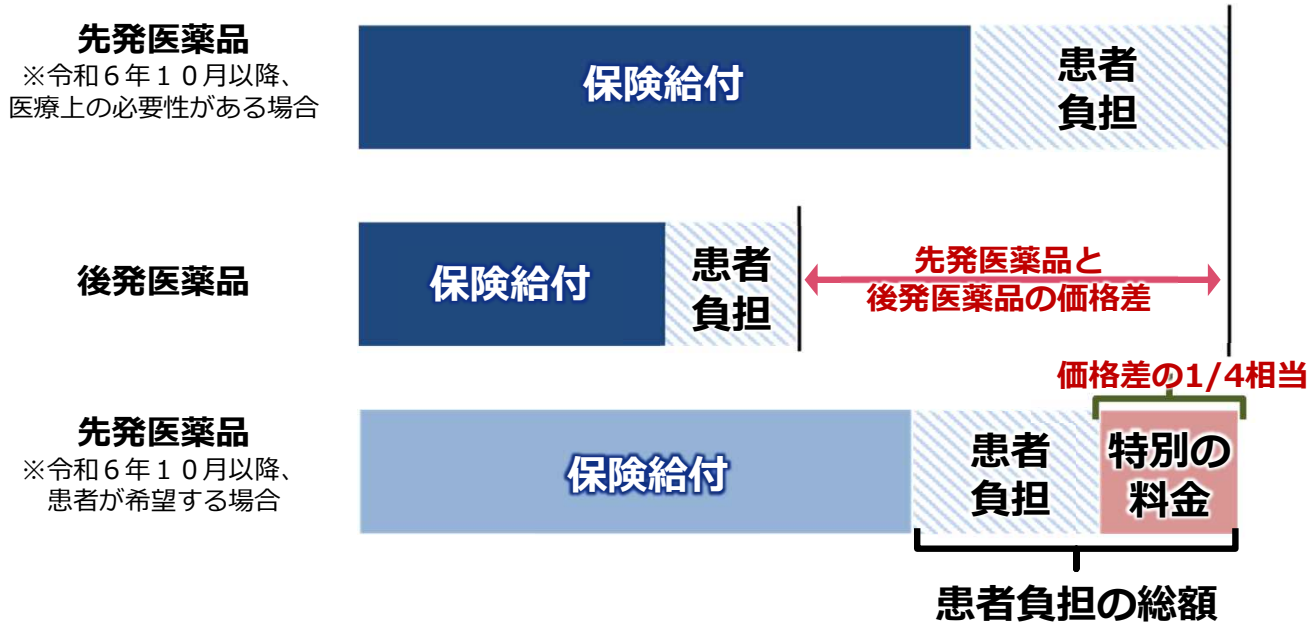

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

お知らせ

2024 年 6 月 1 日からの診療報酬改定に伴い「特定疾患療養管理料」の対象疾患から糖尿病、高血圧症、脂質異常症が「生活習慣病管理料（II）」へ移行となります。

厚生労働省の指針に従い「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかを主病で通院する患者様には、個人に応じた療養計画書に基づいた指導が必須となります。

■対象となる患者様

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」いずれかが主病の方

■生活習慣療養計画書

患者様個人に応じた療養計画書をお渡しします

※初回のみ署名（サイン）をいただきます

開始時期

2024 年 6 月 1 日(土曜日)

皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から 領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致します。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族様の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。
一般名処方について、ご不明な点などありましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
※ 一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品使用体制加算 2

- 当院では厚生労働省の方針に従い、患者様負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用し ております。
- 医薬品の供給不足が発生した場合、薬剤の処方変更等に関して適切な対応を行います。
- 医薬品の供給状況によって薬剤の処方が変更となる可能性がありますが、その際には患者様にご説明いたします
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは 先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同じです。

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまご本人の同意に基づき、初めての医療
機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の受診歴・診療情報をふまえた健康状況が医師と共有できることで、健康・医療に関する多くの情報に基づいた、より良い診療を受けられるようになります。

外来データ提出加算

外来データ提出加算とは、診療所や病院が厚生労働省に対して定期的に外来診療データを提出することで、診療報酬上で加算を受けられる制度です。
データは個人情報を特定されない形で集計され外来医療等に係る実態の把握・分析等の
ために活用されます。
対象者：生活習慣病管理料を算定している方 （主たる病名が高血圧や糖尿病、脂質異常症で加療中の方）

機能強化加算

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定しており、次のような取り組みを行っております。

- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 他の医療機関の受診状況及び処方されているお薬を把握し必要なお薬の管理を行います

地域包括診療加算

当院では「かかりつけ医」として、次のような診療を行っております。

- 生活習慣病や認知症等に対する治療や管理
- 他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等をふまえたお薬の管理
- 予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談
- 必要に応じて、専門の医療機関へのご紹介
- 介護保険の利用に関するご相談（介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にも適切に対応いたします）
- 要介護認定に係る主治医意見書の作成
- 患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋の交付
- 体調不良時等、患者さんからの電話等による問い合わせへの対応

時間外対応加算２

当院では、通院されている方が時間外に緊急の相談がある場合にも対応できる体制を整えております。
緊急の相談がある場合には当院の電話番号（診察券に記載されている）にご連絡ください。

患者サポート充実体制加算

当院では、患者さんからのあらゆる相談に幅広く対応するための医療相談窓口を設置しています。 院内の各部署や院外の医療・介護関係者（特別養護老人ホーム　サニーヒル等）と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。
ご相談は、患者さん、ご家族等どなたでも可能です。また相談されたことにより不利益を受ける事はなく、プライバシーの保護を遵守します。相談は無料です。

外来感染対策向上加算

当院では、患者様やご家族、当院のスタッフ、その他来院者などを感染症の危険から守り、 安全に過ごしていただくため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。

- 当院外来においては、患者様の受診歴の有無にかかわらず、 発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。
- 外来での感染防止対策として、風邪症状、発熱症状など感染症の疑われる患者様は、一般診療スペースとは別な場所で対応します。
- 当院では、定期的に院内感染対策委員会を開催し、感染対策に取り組んでいます。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の向上を目的に、院内研修会を定期的に実施しています。
- 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り適正に使用しています。
- 当院は、帝京大学ちば総合医療センターと感染対策連携を行っており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

夜間緊急体制確保加算

入院患者さんの病状の急変に備えた緊急の診療体制を確保しています。 夜間に緊急の診療が必要となった場合、次の医師で対応します。
院長　遠山　洋一

がん性疼痛緩和指導管理料

当院では、緩和ケア研修会を終了している医師である院長が、がん患者様に対して心理的不安を軽減
するための診療、面接を行っています。

ニコチン依存症管理料

当院では、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。

肝炎インターフェロン治療計画料

当院では肝臓専門医による肝炎の治療を行っています。

在宅時医学総合管理料（Ⅰ）

在宅で療養する患者さんを対象に、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。

入院時食事療養（Ⅰ） 入院時生活療養（Ⅰ）

管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。
（朝食 7:30 昼食 11:30 夕食 17:30）

自費料金表

※令和7年4月1日料金改定

診断書・証明書	金額（税込）
一般診断書	3,300 円
入院証明書・診断書	7,700 円
通院証明書・診断書	3,300 円
治癒証明書（用紙持参）	2,200 円
治癒証明書（用紙なし）	3,300 円
死亡診断書	9,900 円
入院期間・手術・放射線診療報酬点数確認書	3,300 円
保険会社面会料	5,500 円
麻薬・大麻・アヘン診断書（用紙持参）	3,300 円
麻薬・大麻・アヘン診断書（用紙なし）	5,500 円
障害者・難病申請書	7,700 円
身体障害者診断書・意見書	9,900 円
小型船舶身体検査証明書	5,500 円
海技士身体検査証明書	5,500 円
領収書再発行料	770円

予防接種	金額（税込）
風疹麻疹　MRワクチン予防接種	9,900円
ニューモバックス予防接種（肺炎球菌）	8,800円
ムンプス（おたふく）	6,600円
水痘ワクチン予防接種（帯状疱疹）※生ワクチン	7,700円
シングリックス予防接種（帯状疱疹）※2回接種が必要	22,000円
季節性インフルエンザ予防接種（かかりつけ）	3,300円
季節性インフルエンザ予防接種（初診）	3,600円
季節性インフルエンザ予防接種（産業医関係）	3,300円

その他	金額（税込）
体外衝撃波治療（リハビリテーション科）	2,000円
貸病衣代（１日）	１６５ 円
おむつ料（1日）	５５０ 円
マスク（1枚）	５０円